

上限5万円

介護サービス事業者向け

※個人の方は、メニューが異なります

知多北部広域連合（東海市・大府市・知多市・東浦町）内に介護サービス事業所を持つ法人の方へ

介護職員初任者研修・主任介護支援専門員研修

受講経費を補助します！

対象事業者

介護サービス※を提供する広域管内の事業所を運営する法人

※対象の介護サービスは、補助金要綱を確認してください

対象となる経費

広域管内事業所で勤務する介護職員の研修受講料の内、法人が負担した経費の2分の1

対象となる介護職員の要件

- ①令和6年4月1日以降に受講を開始している者
 - ②申請時点で介護サービス事業者が運営する管内の介護サービス事業所に、介護職員として90日以上継続して就労しており、かつ、申請時においても就労が継続されている者
- ※本事業の申請に係る受講料について、他に補助や助成・貸付を受けている又は受ける予定の場合は対象外です



締切
令和7年
3月14日

※予算がなくなり次第終了となります

補助金額

介護職員初任者研修・主任介護支援専門員
受講者1名につき上限5万円



事業所の所在地の
市役所・役場へ

申請方法

補助要件を満たした時点で、速やかに下記の書類を揃え提出してください

- ① 申請書兼請求書
- ② 受講した職員の在職証明書
- ③ 受講経費の領収書、クレジット契約証明書又は利用証明書の写し
- ④ 受講料、必須テキスト代等の内訳が分かる資料（研修案内等）
- ⑤ 介護職員初任者研修に係る受講料の一部又は全部について法人が負担したことを確認できる書類（内訳書など）
- ⑥ 研修機関が発行する修了証明書の写し

※詳細は、「介護職員初任者研修費介護サービス事業者・主任介護支援専門員研修費補助金交付要綱」及び「申請の手引き」をご覧ください

※要綱及び提出書類の様式は、知多北部広域連合のウェブサイトからダウンロードできます

知多北部広域連合 事業課 給付係 電話：052-689-2263

